

2025年12月9日
株式会社USEN TRUST

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により 被害を受けられた皆さまへ

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により、被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、代位弁済にかかる賃料のお支払いに関して一定の払込猶予期間の特別措置をとらせていただきます。

<賃料払込猶予期間>

お申し出により、賃料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

特別措置の適用をご希望のお客さまは、当社カスタマーアンタクションセンターへご連絡ください。

株式会社USEN TRUST カスタマーアンタクションセンター 03-6772-8704

※受付時間： 10:00-18:00 （土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用都道府県	適用地域	法適用日
青森県	八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、上北郡七戸町、上北郡東北町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡大間町、下北郡東通村、三戸郡南部町、三戸郡階上町	12月8日
岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畠村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町	12月8日